## 第85号議案

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改 正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年島根県条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表傷病補償年金の項及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)附則第5条第1項及び第2項の規定は、平成28年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間にこの条例による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定により支給された傷病補償年金及び休業補償は、改正後の条例附則第5条第1項及び第2項の規定による傷病補償年金及び休業補償の内払とみなす。